

第4回みえの木建築コンクール募集要項

第1 目的

木を使うことは、健康で快適かつ豊かな暮らしの実現に寄与するとともに、木を「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を実現させ、森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び林業・木材産業の健全な発展による地域経済の活性化につながります。

また、再生可能で二酸化炭素を貯蔵する機能を有する木材を、私たちの暮らしや経済活動に積極的に取り入れていくことは、脱炭素社会の実現に通じ、将来にわたって私たちの生活や、わたしが住む三重県を豊かにしていくことに貢献するものです。

本コンクールは、県産材を目に見える形で活用した魅力的な建築物を募集し、その建築物の建築主及び設計、施工に関わった者を表彰するとともに、その事例を広く県民にPRすることで、木づかいの気運の醸成と、県産材の需要拡大を推進することを目的とします。

第2 主催

みえの木建築コンクール実行委員会

第3 構成団体

一般社団法人三重県建築士会
一般社団法人三重県建築士事務所協会
一般社団法人三重県建設業協会
三重県木材協同組合連合会
三重県

第4 応募条件

- 1 住宅新築部門及び住宅リフォーム部門については、三重県産材（以下「県産材」という。）を50%以上使用した建築物であること。非住宅部門については県産材を30%以上使用した建築物であること。
※三重県産材とは、三重県内の森林で伐採され、県内で加工された木材をいいます。
- 2 建設地については県内外を問いません。
- 3 建築物の構造、規模、県産材使用量は問いません。改築やリフォーム等により内装を木質化した建築物も可とします。
- 4 令和2年1月から応募締め切りまでの間に竣工した建築物であること。
- 5 建築基準法などの建築基準関係規定を遵守した建築物であること。

- 6 建築確認及び完了検査等の必要な手続きを終えている建築物であること。
- 7 応募者は、応募する建築物の建築主（施主）、設計者、施工者のいずれかの者とします。なお、連名での応募も可能です。
- 8 応募者は、応募する建築物の全ての関係者（建築主、設計者、施工者等）の同意を得たうえで応募するものとします。
- 9 応募の部門は次のとおりとします。いずれの部門も建築物の規模は問いません。
 - （１）住宅新築部門
主要用途が住宅で、新築、別棟増築のいずれかが実施された建築物であること。
 - （２）住宅リフォーム部門
主要用途が住宅で、増改築、リフォームが実施された建築物であること。
 - （３）非住宅部門
住宅以外の用途に供する建築物であること。（共同住宅の類の建築物は非住宅部門とします。）新築、増改築、リフォームの施工種別は問いません。

第5 募集期間

令和7年7月7日（月）～令和7年9月1日（月）（必着）

第6 応募方法

- 1 応募は、三重県のホームページ（第12の1参照）から応募に必要な様式をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、以下の書類を提出してください。

提出書類	使用様式	提出データの形式
（１）申込書	様式1	PDF
（２）説明資料	様式2	PDF
（３）使用写真（※）	—	JPG 又は JPEG

※説明資料に使用した写真を JPG 又は JPEG 形式で提出してください。

- 2 申込書及び説明資料に必要事項を記入し、提出書類一式を以下の提出先に、電子メールにて電子データで提出してください。ファイル送信サービス等を利用する場合は、保存期間を1週間以上に設定してください。

※提出後は、電話にて受取の確認をしてください

※電子メールにての提出が困難な場合は、3. 提出先までご連絡ください。

- 3 提出先

みえの木建築コンクール実行委員会（一般社団法人三重県建築士会内）

〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目177-2

TEL：059-226-0109

Mail：kenchikushikai-mie@nifty.com

- 4 応募締め切り：令和7年9月1日（月）（必着）

第7 審査員

中井 毅尚 三重大学大学院生物資源学研究科教授
木下 誠一 三重短期大学生活科学科教授
内海 彩 建築家
安田 哲也 建築家・木材コーディネーター
久安 典之 建築家
今西 亮一 三重県県土整備部営繕課長

第8 審査方法

すべての応募作品について、応募書類に基づき書類審査を実施し、各受賞作品を決定します。

第9 審査基準(主な評価点)

- 1 デザインに優れ、木の良さを感ずることができるもの。
- 2 木材産業の振興に寄与するもの。
- 3 県産材の積極的な活用等、木造建築の模範となるようなもの。
- 4 環境負荷の低減や、コスト低減に対し、意欲的な提案がなされているもの。
- 5 それぞれの地域特性を踏まえ、ストーリー性があるなど明確なコンセプトが示されている。

第10 表彰

- 1 表彰は次のとおりです
(1) 最優秀賞 各部門1作品
(2) 優秀賞 各部門2作品程度
- 2 上記の賞のほか、審査会において特に表彰することが必要と認められた場合、特別賞を設けることがあります。
- 3 表彰式は、令和8年2月頃を予定しています。

第11 個人情報及び応募作品の取扱

- 1 応募用紙により取得した個人情報は、本コンクールにのみ使用し、それ以外の目的に使用しません。
- 2 応募作品で使用する被写体及び著作物の肖像権・著作権等については、応募者が事前に被写体及び原作者等の権利者から使用許諾・承認を得るものとします。
- 3 受賞作品について、みえの木建築コンクール実行委員会及びその委員は、本コンクール結果の公表及び県産材の利用推進に関連する広報に限り、応募者の許諾を要

することなく無償で利用できるものとします。なお、建築主の個人名や、個人のプライバシーを侵害する可能性のある作品の所在地や写真は公開しません。

第 12 その他

- 1 申込書及び詳細につきましては、三重県のホームページをご覧ください。
<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/m0116700283.htm>
- 2 使用言語は、日本語のみとします。
- 3 作品の応募については、複数応募していただいて支障ありません。（作品ごとに応募してください。）
- 4 応募に要する経費は、応募者の負担とします。
- 5 第三者の著作権、工業所有権、知的財産権を侵害すると判断されるものや、法令違反等の表彰にふさわしくない事項が判明した場合は、受賞結果発表後であっても受賞を取り消す場合があります。
- 6 既存建物の増改築の場合は、「住宅リフォーム部門」で応募してください。（別棟での応募となる場合は、「住宅新築部門」の応募となります。）
- 7 店舗等併用住宅の場合は「非住宅部門」で応募してください。ただし、住宅部分のみを応募する場合は「住宅新築部門」、で応募してください。
- 8 応募時に添付していただく図面等に記載されている建築主名、設計者名などは消去してください。
- 9 応募資料の取りまとめの際に支障があるため、各様式のフォーマットについては、できるだけ変更しないようお願いします。＊各様式の枚数の追加は OK です。
- 10 応募書類の返却は行いません。
- 11 応募書類に記載の情報・写真については、みえの木建築コンクール実行委員会及びその委員が応募作品集、ホームページ等へ使用できるものとします。
- 12 本選考に係る審査は、非公表とします。

第 13 問合せ先

みえの木建築コンクール実行委員会（一般社団法人三重県建築士会内）
〒514-0003 三重県津市桜橋 2 丁目 177-2
TEL：059-226-0109 E-mail:kenchikushikai-mie@nifty.com